

平成26年度

神奈川県ニホンザル保護管理事業実施計画

平成26年7月

目 次

ページ

1	平成25年度保護管理事業の実施状況	1
(1)	被害防除対策	1
(2)	個体数調整	3
(3)	生息環境整備	4
(4)	モニタリング	4
2	平成26年度事業実施計画	13
(1)	被害防除対策	13
(2)	個体数調整	14
(3)	生息環境整備	16
(4)	モニタリング	16
(5)	群れ別・市町村別実施計画	18
ア	西湘地域個体群	18
イ	丹沢地域個体群	19
ウ	南秋川地域個体群	26
エ	その他	26
	資料	27
	事業実施計画図	別冊

1 平成25年度保護管理事業の実施状況

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い

各地域で住民、農業者、市町村職員、農業協同組合、猟友会、シルバー人材センター等による追い払いを実施した。

小田原市、箱根町、真鶴町、南足柄市、相模原市、厚木市、愛川町、清川村、秦野市、伊勢原市（県及び市町の補助金）、湯河原町（特措法に基づく交付金）では、追い払い員や監視員を配置し、通年の追い払いを実施している。この他に、職員や猟友会が通報等を受け、追い払いを実施している。

表1 追い払い実施結果

地域個体群	実施市町村と対象群
西湘	小田原市：猟友会 2 名/日 365 日、市鳥獣被害防止協 1,537 時間 箱根町：町職員 5 回、追い払い隊 184 日 真鶴町：町職員 10 回、猟友会 60 回 湯河原町：町職員 35 回、追い払い隊 1-2 名/日 187 日 南足柄市：その他 5 回
丹沢	相模原市：市職員 5 回、追い払い隊 2 名/日 261 日、 猟友会 13 回、その他 112 回 厚木市：市職員 33 回 27 日、追い払い隊 2 名/日 3 班 357 日（鳶尾、経ヶ岳、半原集団）、2 名/日 1 班 358 日（煤ヶ谷）、猟友会 1 回、その他 142 回 愛川町：町職員 5 回、追い払い隊 1 名/日 244 日 清川村：町職員 2 回、猟友会 116 回 秦野市：市職員 30 回 50 日、追い払い隊 4 名/日 257 日、 猟友会 60 回、組織的追い払い 71 回 伊勢原市：市職員 50 回 110 日、追い払い隊 2 名/日 2 班 162 日、 猟友会 77 日、その他 8 回 12 日
南秋川	相模原市：市職員 16 回、 追い払い隊 2 名/日 145 日（K 1, 3, 4）・2 名/日 222 日（K 2）、猟友会 46 回、その他 75 回

※ 市町村、対象群により実施体制が異なるため実施状況の単位が異なる。

日：主に委託日数、回：出動・巡視回数

※ 委託等により定まっている場合のみ、1日の従事者数を記載。

(イ) 情報提供

ホームページ等で群れの位置情報を提供し、地域での追い払い等に活用された（小田原市、厚木市、秦野市、伊勢原市、県西地域県政総合センター）。サルの情報や被害状況を広報誌などに掲載した（小田原市、南足柄市、箱根町）。農業協同組合から農業者への周知、及び大型直売所での情報提供をした（相模原市）。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

農地と森林の境界部にサルなどの侵入を防ぐ電気柵を設置し（厚木市 129m、愛川町 179m）、開口部対策（厚木市 30 箇所）を行った。また、電気柵の保守点検（厚

木市 25, 161m、愛川町 4, 643m)、機能向上(愛川町 4 箇所)を行った。農業者や住民による簡易防護柵設置の補助が行われた(相模原市 17 箇所、愛川町 8 箇所、清川村 11 箇所、伊勢原市 5 箇所)。

(エ) 地域ぐるみの取組

自治会に自衛組織等を設置して、受信機等を用いて地域を巡回しながら群れの行動を監視し、被害発生を未然に防止するための追い払いを実施している(相模原市、厚木市、南足柄市)。また、被害防除体制の整備や対策の実施に当たり、市町村、県等が連携し、学習会の開催、技術的支援などを行なった(相模原市、厚木市、伊勢原市、秦野市、小田原市、湯河原町、南足柄市)。

イ 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関が連携し対策を実施することが有効であることから、目標地域を定めて当該地域への定着を目指す追い上げやその他の対策、関係機関による情報交換を行った。

表2 情報交換の実施状況

地域 個体群	対象群	情報交換内容	関係機関
西湘	S	追い上げ検討会	小田原市、箱根町、南足柄市、J Aかながわ西湘、県猟友会小田原支部、県西地域県政総合センター、自然環境保全課
	P 1 T 1	湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議	神奈川県：湯河原町、県西地域県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：熱海市、東部農林事務所、自然保護室
丹沢	大山子易	追い払い検討会	秦野市、伊勢原市、J A秦野、J A伊勢原、県央・湘南地域県政総合センター、自然環境保全課
南秋川	K 1 K 3	K 1 群・K 3 群の保護管理に関する打ち合わせ	神奈川県：相模原市、県央地域県政総合センター 山梨県：上野原市

ウ 県の取組

平成17年度から鳥獣被害対策に係る専門的知識や経験を持つ「鳥獣被害防除対策専門員」を地域県政総合センター(県央2名、西湘1名)に配置している。平成20年度からは湘南、足柄上にも配置し、県央2名、西湘・足柄上・湘南各1名の計5名が被害地域の巡視、住民への被害防除のための助言を行っている。平成24年度からは西湘・足柄上の地域県政総合センターの統合に伴い、県央・県西に各2名、湘南に1名が配置された。

また、平成24年度から設置された農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム(県央、湘南、県西)において、情報提供及び市町村職員・農協を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催した。

(2) 個体数調整

ア 西湘地域個体群

H群、T 1 群においては、生活及び人身被害軽減のための個体数調整を実施した。地域個体群の安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除いた数とし、そのうち処分対象個体はオトナオスとワカモノオスのみとした。H群は計画数19頭、うち処分対象個体は4頭、P 1 群は計画数15頭、うち処分対象個体は4頭とした。平成25年度の捕獲数はH群0頭、T 1 群0頭であった。

イ 丹沢地域個体群

経ヶ岳群・煤ヶ谷群については、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成25年度は、経ヶ岳群10頭（計画数13頭、追加計画数17頭）、煤ヶ谷群9頭（計画数15頭、追加計画数22頭）を捕獲し処分した。

鳶尾群については、平成25年度から個体数調整の目的を変更し、生活被害・人身被害軽減のための個体数調整を実施しており、鳶尾群21頭（計画数43頭、追加計画数49頭）を捕獲し処分した。

鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群は、平成25年度事業実施計画策定時の想定と生息状況調査（速報）等から判明した性年齢構成に相違があったため、年度途中で計画数の変更を行った。

なお、鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群を放獣する場合、再捕獲率などを把握するためにマイクロチップを装着した。平成25年度は、装着数は18頭である。

また、第3次計画では平成18年度以降に新たに確認された加害群及び加害集団の捕獲を実施することとしており、ダムサイト分裂群3頭、川弟分裂群0頭、半原集団0頭、片原群4頭、子易群10頭、高森集団0頭の捕獲を行った。

ウ 南秋川地域個体群

K 1 群、K 2 群、K 3 群、K 4 群について、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続して実施している。平成25年度は、K 1 群11頭（計画数30頭）、K 2 群7頭（計画数20頭）、K 3 群11頭（計画数20頭）、K 4 群0頭（計画数10頭）を捕獲し処分した。なお、捕獲頭数は山梨県上野原市で捕獲された、K 1 群10頭、K 3 群3頭を含む。

エ 捕獲個体の取り扱い

原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠や栄養状態の把握及び記録の確認を行った。その結果、メスについて 6.5 才以上は捕獲されておらず、選択的捕獲がされていた。繁殖状況については 4.5 才～5.5 才のメスは 1 個体であり、その個体は妊娠経験がなく、泌乳も確認されなかった。

表3 捕獲数

(単位：頭)

加害個体捕獲		
地域個体群	群れ名	頭数
西湘	S	1(3)

個体数調整				
目的	地域個体群	群れ名	捕獲数	計画数
分裂防止	丹沢	経ヶ岳	10(47)	17
		煤ヶ谷	9(7)	22
	南秋川	K 1	11	30
		K 2	7	20
		K 3	11	20
生活・人身被害	丹沢	鳶尾	21(20)	49
		西湘	H	0
		T 1	0(2)	15(4)
計			69(76)	202
新たな加害群・ 加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	3	25
		川弟分裂	0	59
		半原集団	0	20
		片原	4	25
		子易	10	23
		高森集団	0	5
計			17	157
合計			86(76)	359

※ 捕獲数は殺処分した個体数を示し、カッコ内は放獣数である。

※ 西湘地域個体群（H、T 1）の計画数は、計画数のうち処分対象個体（ワカモノオス、オトナオス）をカッコ内に内数で表す。

(3) 生息環境整備

市町村、農業協同組合の広報紙、地域鳥獣対策協議会作成のパンフレットを通じて、出荷しない農作物の適正処理や取り残し果実等の誘引物の除去について、住民、農業者に周知した。また、耕作放棄地の草刈り、伐採を実施し、サルが隠れにくい環境を作るなどの取組を行なった。

○集落環境調査：伊勢原市大山地区

○森林整備：厚木市（飯山地区 20.1ha、上古沢 2.2ha）、愛川町（半原、田代、八菅山地区）

(4) 生息状況調査

平成25年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域、加害レベル）及び市町村、農業協同組合等の調査に基づき農作物被害、生活被害・人身被害の状況について取りまとめた結果は、次のとおりである。

ア 生息状況調査結果

(ア) 群れ数

西湘地域、丹沢地域、南秋川地域（神奈川県側）に生息する群れのうち、農作物等に被害を発生させている加害群及び加害集団を対象に調査を実施した。この結果、確認した群及び集団は計21群2集団であり、平成25年度は新たな群及び集団は確認されなかった。

[西湘地域個体群]

小田原市から湯河原町までの西湘地域と、隣接する静岡県熱海市にかけて、S群、H群、P1群、T1群の4群を確認した。P1群の神奈川県側の確認は、秋季の3回のみであった。平成24年度確認された和田山集団は、P1群に平成25年1月から合流した。

[丹沢地域個体群]

丹沢山麓の地域で、ダムサイト群、ダムサイト分裂群、川弟群、川弟分裂群、経ヶ岳群、半原集団、鳶尾群、片原群、煤ヶ谷群、日向群、七沢群、大山群、丹沢湖群、子易群、高森集団の12群2集団を確認した。

七沢群は、平成18年度以降追跡不能であったが、聞き取りと目視により平成25年度の生息数は最低4頭を確認した。ただし、他の群れの分派である可能性もあり、詳細な把握が必要である。

半原集団は、平成24年12月に発信器を装着し、近隣の群れとは独立した集団であることが判明した。

川弟群、川弟分裂群、丹沢湖群では、平成25年度分派行動が確認された。

[南秋川地域個体群]

相模原市北部から東京都及び山梨県の境にかけてK1群、K2群、K3群、K4群の4群を確認した。

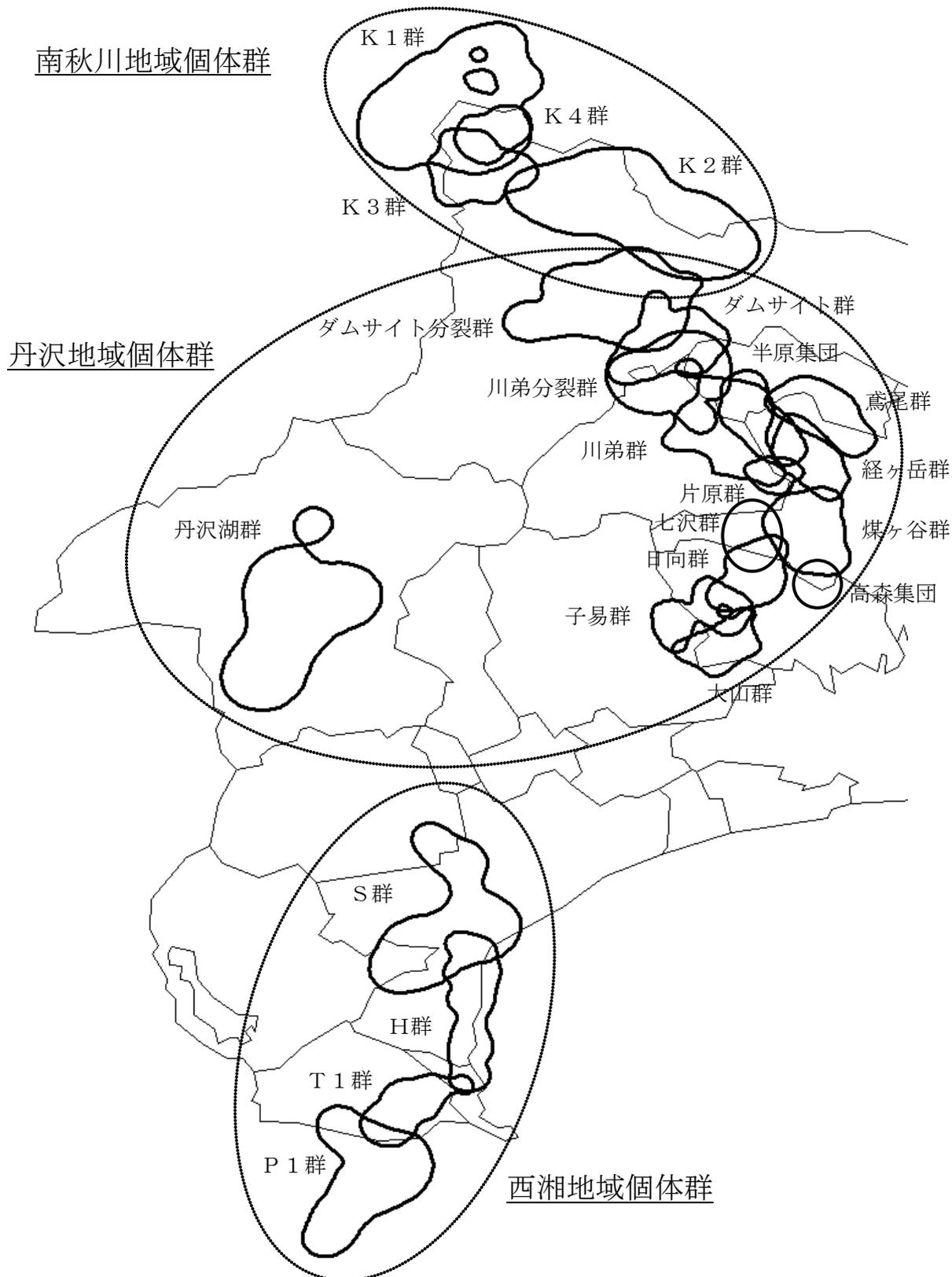
K4群の分裂群の可能性のある情報も得られたが、確認はできなかった。

※ 集団の定義について

本計画上の集団とは、十分なモニタリング調査が行われておらず通年の行動域・個体数・加害レベルが不明であるが、隣接する群れとは独立した行動域をもつと推測される数頭から数10頭のサルの集まり。

群れとは、モニタリング調査により通年の行動域・個体数・加害レベルが把握されているサルの集まり。

＜平成 25 年度 神奈川県内のニホンザルの分布＞



- ※ 平成25年度 ニホンザル生息状況調査委託業務調査報告書より作成。
- ※ 図中の線で囲まれた部分が95%固定カーネル法による各群れの行動域。
- ※ 七沢群、高森集団については、出没が確認されたおおよその地域を示している。

(イ) 個体数

群れの移動中に見通しの良い場所を渡るところを監視し、目視及びビデオ撮影により、頭数を確認した。西湘地域個体群 114 頭、丹沢地域個体群 557 頭、南秋川地域個体群 330 頭を確認した。平成 24 年度と比較すると西湘地域は 4 頭の増加、丹沢地域は 9 頭の減少、南秋川地域は 19 頭の減少となり、県内全体では 1,001 頭で 26 頭の減少となった。

表 4 群れ数・個体数の内訳 (頭)

地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	備 考
西 湘	S 群	24	22	21	20	21	22	25	
	H 群	43	35	32	33	36	45	45	
	P 1 群	17	17	19	15	13	9	12	H22 は分派行動を繰り返す
	T 1 群	23	27	26	27	29	31	32	
	T 2 群	4	4						H22.2 月～発信器個体は P 1 群で確認
	和田山集団						3		H25.1～P1 群に合流。
	小計	111	105	98	95	99	110	114	
丹 沢	ダムサイト群	12	16	12	15	16	16	17	H19 以降に 3 つに分裂。平成 21 年度までの南山集団
	ダムサイト 分裂群	46	48	50	29	35	25	19	ダムサイト群から分裂した。平成 21 年度までの主集団
	ダムサイト 青山集団		3	1					ダムサイト群から分裂し、平成 22 年 3 月捕獲により消滅
	川弟群	64	66	79	42	46	56	53	
	川弟分裂群				47	51	59	59	川弟群から分裂した。
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	45	H21 冬期から分派行動
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	90	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	51	H21 以降に高森集団が分派したと推測される
	日向群	47	51	53	54	59	67	65	
	七沢群	10	-	-	-	6	10	4	H18～発信器停止。H19 は聞き取り、H23 は目視のみ
	大山群	37	41	44	49	49	50	54	
	丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	27	
	子易群	-	10	13	19	20	23	16	平成 21 年度まで確認されていた子易の集団。大山群から分裂か。
	片原群					22	25	31	谷太郎の集団の可能性あり。
	半原集団						20	23	
高森集団			13	7	3	5	3	平成 21 年度に煤ヶ谷群から分派、合流の可能性あり。	
小計	521	512	548	508	559	568	557		
南 秋 川	K 1 群	112	119	110	102	107	107	104	
	K 2 群	72	80	83	89	96	93	87	
	K 3 群	75	75	76	88	99	93	89	
	K 4 群	56	72	76	77	73	56	50	H25 は部分カウント
	小計	315	346	345	356	375	349	330	
合 計	947	963	991	959	1033	1027	1001		

※1 分派：群れからある期間、集団が分かれて行動すること。個体数が大きな群れで餌の少ない夏期や冬期に見られることが多く、群れと集団の行動域は概ね重複している。

※2 分裂：分派行動をとっていた集団が、年間を通して元の群れと独立した行動域をもつようになること。この時点で、新たな群れが生じたと考えられる。

※3 この他に単独又は小集団で生活しているオスのハナレザルが生息している。

※4 平成18年度に丹沢地域個体群で法輪堂の集団(11頭)、谷太郎の集団(20頭)、南秋川地域個体群で底沢の集団(67頭)が聞き取り等で確認されたが、平成19年度以降は確認されていない。

(ウ) 行動域

前記の加害群及び加害集団（七沢群、高森集団を除く）について、ラジオ・テレメトリー法により行動域の調査を実施した。

[西湘地域個体群]

S群は、平成22年度以降、小田原市風祭から板橋の住宅地を毎年利用している。また、行動域北部の小田原市北部から南足柄市南部は、平成23年度、24年度に引き続き、夏季のみ利用した。平成22年度まで利用していた箱根町須雲川地区への出没は確認されなかった。

H群の行動域は、やや北側へ縮小し、行動域南部の湯河原町の利用は確認されなかった。平成24年度に引き続き、標高の高い地域の利用も確認されず、行動域は海側へ縮小した。冬期の利用は平成18年度以降、小田原市江之浦から真鶴道路料金所にかけての海岸沿いに限定されていたが、平成25年度は、昨年度同様、季節による利用地域の変化は少なかった。

T1群の行動域は、平成21年度以降、東の市街地方向へのシフトが確認されている。平成22年度に初めて確認された行動域北東部の真鶴町岩地区の利用は、平成25年度も確認された。

P1群の行動域は、平成22年度以降、南へ大幅に拡大し、平成24年度は熱海市下多賀地区まで利用したが、平成25年度は、利用は確認されなかった。昨年度に引き続き、神奈川県側の利用はほとんど確認されなかった。

平成24年度に確認された和田山集団は、P1群に合流し、消滅した。

[丹沢地域個体群]

丹沢地域個体群の群れは、いずれも行動域が絶えず変化している。年変動があるものの、基本的にいずれの群れも市街地方向へ行動域の拡大、または移動する懸念がある。

ダムサイト群とダムサイト分裂群は、平成19年に分裂した後、年々行動域の重複が少なくなっている。平成25年度は行動域の重複がさらに少なくなり、概ね青山から御屋敷に通じる県道513号線を境界として、ダムサイト分裂群は相模原市緑区青野原、寸沢嵐、牧野等を利用し、ダムサイト群は宮ヶ瀬湖畔、相模原市緑区鳥屋等を利用していた。

川弟分裂群は、宮ヶ瀬湖を取り囲むように行動域を構え、川弟群はその南に行動域を構えていて、北岸側を利用することは確認されなかった。両群の重複は平成24年度よりも増加した。これは主に川弟群の行動域の北端が北に拡大したためである。

鳶尾群は、平成18年度以降、行動域が縮小し、鳶尾山周辺の狭い範囲を利用していた。平成24年度は4年ぶりに国道412号線西側地域の利用が確認されたが、平成25年度は利用がほとんど確認されず、行動域面積は、昨年度の約2/3であった。

半原集団は、愛川町上細野、経ヶ岳、厚木市華厳山、高取山南の採石場、大厚木ゴルフ場、真弓、用野の各地区に囲まれた範囲を利用し、清川村側の利用はほとんどなかった。

経ヶ岳群の行動域は、厚木市用野、高取山、尾台、志田原、宮の里、栗原、厚木国際ゴルフ場、銅座金山、横林、大厚木ゴルフ場、上峰の各地区に囲まれた範囲で、愛川町内や国道412号東側の利用は確認されなかった。

片原群は、厚木市尾台、清川村寺鐘、柳梅、片原、煤ヶ谷、華厳山に囲まれた範囲を利用した。平成 24 年度は、清川村役場前の県道 60 号の西側の地域を利用していましたが、平成 25 年度は確認されなかった。

煤ヶ谷群は、清川ゴルフ場、厚木市山岸、打越、下古沢、愛名、桂木、神明前、川端、峰岸の各地区に囲まれた範囲を利用していた。玉川の南側の利用は確認されず、久保屋敷から清川ゴルフ場に続く県道 64 号の西で確認したのは 1 回だけであった。平成 18 年度まで利用が確認されていた清川村法論堂や谷太郎の利用は、確認されなかった。

日向群は、厚木市七沢、伊勢原市日向薬師、大山、子易、日向の各地区に囲まれた範囲を利用していた。平成 23 年度に確認された鐘ヶ嶽稜線付近、清川村金翅、厚木市峰岸の利用は、確認されなかった。また、伊勢原市子易の県道 611 号の南側で確認したのは 1 回だけであった。

七沢群は、平成 18 年 12 月以降、発信器の電波が途絶えているが、平成 25 年度も厚木市広沢寺や七沢、日向などで出没が目視されたが、七沢群以外の可能性もある。

子易群は、伊勢原市大山、子易、秦野市名古木、蓑毛の範囲を利用していた。平成 23 年度に初めて利用が確認された南部の伊勢原市善波や国道 246 号線の南側地域は、平成 24 年度と同様に利用が確認されなかった。

大山群は、伊勢原市の伊勢原ゴルフ場、三ノ宮、坪ノ内、秦野市蛇久保、名古木の各地区に囲まれた範囲を利用し、年間を通して南部の善波の利用が多く確認された。伊勢原市子易地区及び大山地区は平成 24 年度に引き続き利用が確認されなかった。

高森集団は平成 25 年度も厚木市岡津古久、伊勢原市東富岡、高森で出没が確認された。

丹沢湖群は山北町箒沢、大滝沢、湯沢、中川、湯触、山市場、神縄、玄倉の各地区を含む南北に長い範囲を利用していた。群れの利用場所の大部分は、県道沿いや林道沿いといった低標高の地域で、年々、行動域北部の利用が少なくなり、南部の利用が増えている。

〔南秋川地域個体群〕

K 1 群は、相模原市緑区佐野川、山梨県上野原市桐原、東京都檜原村柏木野、笹平の範囲を利用していた。春季と秋季には東京都檜原村側の利用が確認され、行動域面積は平成 24 年度の 3 倍以上に拡大した。

K 2 群の行動域は平成 24 年度よりやや縮小した。平成 21 年度から利用が確認されるようになった津久井湖北岸域の利用は今年度も確認された。

K 3 群は相模原市緑区佐野川、沢井、小淵、上野原市上野原の範囲を利用していた。秋季は行動域を広く利用していたが、冬季は東部の栃谷の集落付近の利用が多かった。

K 4 群は、相模原市緑区佐野川の和田、橋詰、鎌沢、登里の集落近くの狭い範囲を集中的に利用したが、秋季に一度、東京都檜原村柏木野付近の利用も確認された。このため行動域面積は、昨年度の 2 倍に拡大した。平成 24 年度中に分裂した可能性があり、周辺で群れの目撃情報が得られたが、確認はされていない。

(エ) 加害レベル

加害群を対象に、保護管理計画に定める「群れの加害レベル判定基準表」に基づき、直接観察、出没場所、人に対する反応、農林作物等への被害状況の把握により判定した。

平成 25 年度は、半原集団の加害レベル判定が行われ、1～2 であった。他の群及び集団について変化はみられていない。

表5 加害レベル

地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
西 湘	S 群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	H 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	P 1 群	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5	4～5
	T 1 群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	T 2 群	4	4	—	—	—	—	—
	和田山集団						4	
丹 沢	ダムサイト群	3～4	3～4	3～4	3～4	3	3	3
	ダムサイト 分裂群			3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	川弟群	0～1	0～1	1	1	1	1～2	1～2
	川弟分裂群					1	1	1
	経ヶ岳群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	鳶尾群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	煤ヶ谷群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	日向群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	七沢群	—	—	—	—	—	—	—
	大山群	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4	3～4
	子易群	—	—	2	2～3	2～3	2～3	2～3
	丹沢湖群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
	片原群						1～2	1～2
	半原集団						—	1～2
	高森集団						—	—
南 秋 川	K 1 群	3	3	3	3	3	3	3
	K 2 群	3	3	3	3	3	3	3
	K 3 群	3	3	3	3	3	3	3
	K 4 群	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3

イ 被害状況調査結果

報告上の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。被害報告については、多くの農業者が十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないとの理由により、必ずしも実態を反映したものでないことに留意する必要がある。なお、一部の市町村では、追い払い員等によって被害の把握が行われている地域がある。

(ア) 農作物被害

平成25年度の県内農作物被害は、被害面積16.5ha、被害額14,327千円であり、平成24年度と比較すると被害面積は7.5haの減少、被害額は14,186千円の減少であった。

表6 農作物被害

[上段：被害面積 (ha)、下段：被害額 (千円)]

地域 個体群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	比較 (H25-H24)
西湘	2.62 2,385	4.26 4,346	7.49 8,900	2.9 3,738	2.8 2,820	0.9 2,100	0.3 773	▲0.5 ▲1,326
丹沢	8.99 9,039	13.62 22,573	19.57 20,299	26.7 16,586	12.8 9,790	23.1 26,413	16.2 13,554	▲6.9 ▲12,860
南秋川	0 0	1.02 594	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計	11.61 11,425	18.9 27,513	27.09 29,198	29.6 20,323	15.6 12,610	24.0 28,513	16.5 14,327	▲7.5 ▲14,186

- ※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。
- ※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。
- ※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(イ) 自家用農作物

農作物被害の他に家庭菜園等の自家用作物の被害は、丹沢地域個体群で3.24haの減少、南秋川地域個体群で5.00haの減少している。

表7 自家用農作物の被害面積

[単位：ha]

地域個体群名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	比較 (H25-H24)
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	5.87	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	▲3.24
南秋川	3.14	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	▲5.00
合計	9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	▲8.24

- ※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。
- ※ 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。
- ※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(ウ) 生活被害・人身被害

追い払い、加害個体の捕獲等の対策を実施しているものの、サルによる騒音、人家侵入などの生活被害や人に対する威嚇行為及び噛みつく、引っ掻くなどの人身被害は依然として発生しており、県、市町村に寄せられた苦情、通報・相談件数は654件に上っている。

表8 生活被害・人身被害

〔単位：件〕

地域個体群名	区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
西湘	生活被害	52	52	112	84	32	96	101
	生活上の脅威	91	112	126	157	235	348	327
	人身被害	11	8	4	1	1	2	9
	小計	154	172	242	242	268	446	437
丹沢	生活被害	34	14	158	43	41	92	80
	生活上の脅威	194	111	128	65	75	104	62
	人身被害	0	9	11	49	11	6	5
	小計	228	134	297	157	127	202	147
南秋川	生活被害	10	0	13	62	12	14	4
	生活上の脅威	16	5	37	79	49	21	65
	人身被害	1	0	0	0	0	1	1
	小計	27	5	50	141	61	36	70
合 計		409	311	589	540	456	684	654

※1 生活被害：騒音、屋外物品等の損傷、人家侵入、屋内物品の略奪

※2 生活上の脅威：人体への接触を伴わず、人身被害とは言えない程度の威嚇行為や人・人家・走行中の車等に対する攻撃

※3 人身被害：人に噛みつく、引っ掻くなど

※4 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした

2 平成 26 年度事業実施計画

第 3 次神奈川県ニホンザル保護管理計画（以下「3 次計画」という）に基づき、平成 26 年度のニホンザル保護管理事業実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

(1) 被害防除対策

ア 市町村の取組

(ア) 追い払い・追い上げ

サルを人の生活圏から遠ざけるため、群れの加害レベル、地域特性等に応じた効果的な追い払いを猟友会、専従追い払い員、市町村職員、住民等が実施するとともに、監視・通報体制の強化を図る。

西湘地域においては、追い上げを意識した追い払い体制の強化を図り、地域住民や関係団体との連携を推進し、住宅に近い泊まり場をなくし、山へ追い払う。

また、相模原市（委託日数の増、自衛組織の設置）、愛川町（電動ガン購入の補助）、伊勢原市（自衛組織の設置）等で、追い払いの強化を行う。

(イ) 情報提供

各地域の取り組みの成果や効果的な被害防除対策を行うための知見などを県内に広く普及するため、市町村職員・農協・住民を対象に鳥獣被害防除対策専門員などによる研修会を開催する。相模原市はメールによるサル位置情報の提供について調査する。

(ウ) 電気柵および簡易電気柵の設置

農地と森林の境界部の電気柵の機能向上（厚木市 開口部対策 7 箇所）や、広域柵の保守点検（厚木市 25,290m、愛川町）を行う。追い払いだけでは被害防除が困難な農地や被害が集中している地域では、簡易電気柵・ネットの設置補助を行う（相模原市、愛川町、清川村、伊勢原市）。

イ 県の取組

鳥獣被害防除対策専門員を非常勤化し、1名増員した上で、継続配置することによって地域ぐるみの取組み支援を強化する（横須賀三浦1名、県央2名、湘南1名、県西2名の計6名）。

また、地域の取り組みが円滑に実施されるよう、農業関係機関と連携した対策を進めるための支援チーム（県央、湘南、県西）を継続するとともに、情報提供及び市町村職員・農協を対象に業務遂行に必要な専門知識を習得するための研修会を開催する。

ウ 広域連携の推進

(ア) 県内市町の連携推進

複数の市町を行動域とする群れへの対策について、関係機関による連携した実施体制の整備に努める（厚木市・愛川町、秦野市・伊勢原市、南足柄市・箱根町・小田原市）。

(イ) 関係都県との連携

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にまたがることから、これらの都県及び

隣接する市町村と生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況等に関する情報交換会を開催する。

◎山静神ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

◎湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議

◎相模原市と山梨県上野原市の情報交換体制の強化

(2) 個体数調整

個体数調整に際しては、平成 25 年度のモニタリング結果や被害状況を踏まえながら検討・実施し、必要に応じて見直しを図るものとする。なお、加害個体については群れの加害レベルによらず捕獲の対象とする。捕獲個体は地域個体群の維持状況及び個体の特性等により必要に応じ学習放獣等、処分内容を検討する。

なお、各個体数調整における実施の方向性及び対象個体の考え方は次の通りである。

【分裂による被害拡大防止のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、個体数が増加し、分派行動が繰り返し観察されるなど群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合に被害が拡大する恐れがある群れに対して、分裂を阻止できる規模まで個体数の減少を図るものである。

【生活被害・人身被害軽減のための個体数調整】

加害レベルが 3 以上の群れで、追い払い等の対策を実施しても被害が軽減されておらず、個体数調整を実施しても地域個体群の安定的な維持がはかれる場合に、被害を生じさせている主な個体を被害の軽減が図れる程度まで捕獲するものである。そのため、被害を発生させる可能性の低いアカンボウ及び群れの分裂回避に留意するためオトナメスは原則放獣する。

また、西湘地域個体群については、地域個体群の安定的な維持を図るため、捕獲対象個体のうち、処分可能な個体はワカモノオス、オトナオス、コドモとし、他の個体については原則として学習放獣とする。

【新たな加害群及び加害集団の捕獲】

第 2 次計画策定時の平成 18 年度以降に確認された新たな加害群及び加害集団を捕獲するものであり、「生息確認ができなくなるまで」または捕獲により被害が軽減する可能性もあるため「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」、捕獲を継続することとする。なお、群れの分裂回避に留意するためオトナメスは捕獲開始当初は、放獣とする。

ア 西湘地域個体群

H 群・T 1 群においては、生活及び人身被害軽減のための個体数調整を実施することとする。西湘地域個体群は安定的な維持を図るため、計画数はオトナメスとアカンボウを除いた、H 群 16 頭、T 1 群 20 頭とし、そのうち処分を行う捕獲数は、H 群 6 頭、T 1 群 5 頭とする。なお、処分対象個体以外が捕獲された場合は、加害レベルの低下を図るために学習放獣を行う。

イ 丹沢地域個体群

鳶尾群については、生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を継続し、最大 60 頭を捕獲する。経ヶ岳群及び煤ヶ谷群は、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を継続し、各群最大 10 頭を捕獲する。

なお、鳶尾群・経ヶ岳群・煤ヶ谷群については、対象となる性年齢を特定して捕獲することとし、内訳は資料のとおりとする。

鳶尾群は分裂しても地理的に他地域への行動域拡大の可能性が少なく、群れサイズを縮小するため、群れの維持に関わらないと判断できるオトナメスの選択的捕獲を試験的に行う。

経ヶ岳群、煤ヶ谷群の実施に当たっては、継続した個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、10歳以下のオトナメスの試験的な捕獲を継続する。

新規に大山群で生活被害及び人身被害軽減のための個体数調整を実施し、日向群では、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を行う。2次計画時の頭数を目標とし、計画数は最大で大山群10頭、日向群20頭とする。

ダムサイト分裂群・川弟分裂群・子易群・片原群・高森集団・半原集団については、新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施し、計画数は、平成25年度のモニタリング調査結果から、最大でダムサイト分裂群19頭・川弟分裂群59頭・子易群16頭・片原群31頭・高森集団3頭・半原集団23頭とする。

原則としてはこわなによる捕獲を実施するとしているが、効果的な捕獲方法として、囲いわな、麻酔銃捕獲などを検討、実施する。

ウ 南秋川地域個体群

K 1 群・K 2 群・K 3 群・K 4 群に対して、分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施することとし、計画数はK 1 群 10 頭、K 2 群、K 3 群は各 20 頭、K 4 群は 10 頭とする。

原則としてはこわなによる捕獲を実施するとしているが、効果的な捕獲方法として、囲いわな、麻酔銃捕獲などを検討、実施する。

表9 個体数調整計画数

(単位：頭)

個体数調整				
目的	地域個体群	群れ名	計画数	区分
分裂防止	丹沢	経ヶ岳	10	継続
		煤ヶ谷	10	
		日向	20	新規
	南秋川	K 1	10	継続
		K 2	20	
		K 3	20	
		K 4	10	
生活・人身被害	西湘	H	16(6)	新規
		T 1	20(5)	
	丹沢	鳶尾	60	
		大山	10	
計			206	
新たな加害群・加害集団	丹沢	ダムサイト分裂	19	継続
		川弟分裂	59	
		半原集団	23	
		片原	31	
		子易	16	
		高森集団	3	
計			151	
合計			357	

※ 経ヶ岳、煤ヶ谷、鳶尾の計画数は、モニタリング結果を基に最大数を記載しているものであり、対象となる個体が計画数に満たない場合もある。

※ 西湘地域個体群（H、T 1）は計画数のうち、ワカモノオス、オトナオス、コドモを処分可能（カッコ内で内数）とする。

(3) 生息環境整備

人の生活圏とサルの生息域との棲み分けができるよう生息環境の整備を行うことを基本とし、集落環境調査を行い、農地及び人家周辺等における誘引要因の除去、農地周辺の雑木、藪、雑草等の刈り払いを行う。

また、人馴れや地域への定着を防止するため、広報紙、看板設置等により誘引物の除去や餌をやらないよう普及啓発を図る。

○集落環境調査：伊勢原市（高部屋、大山、比々多地区）

○森林整備：伊勢原市、厚木市（飯山地区 18.0ha）、愛川町（八菅山、半原、田代地区）

○普及啓発：厚木市（JA機関紙）、愛川町（広報誌）、秦野市（市・JAホームページ）、南足柄市（パンフレット）、箱根町（自治会回覧）

(4) モニタリング

ア 生息状況調査

県は、群れの状況、群れごとの個体数、行動域を把握するため、西湘、丹沢、南秋川地域に生息する群れのうち、加害群及び加害集団 21 群 2 集団について、雌雄・成幼獣別個体数のカウント調査、発信器を用いた行動域調査を実施する。

なお、個体数調整の対象とする群れについては、モニタリング内容を検討し、実施に伴う個体数や行動域の変化、捕獲個体情報などの把握に努める。

また、加害レベルの判定方法、捕獲個体分析の対象個体及び活用方法、行動追跡の技術と手法、サル保護管理等に係る他の取り組みとの連携についての検討を行う。

表 10 発信器装着計画

地域個体群名	装着数
西湘	3
丹沢	5
南秋川	2
その他 未装着群・分派集団等	1
合計	11

※ 発信器の受信状態により装着対象群を変更する場合がある。

イ 対策実施状況の把握

追い払い、電気柵、環境整備などの対策の状況の把握及び地図化に努め、サルの生息状況調査等と比較することで、対策の効果検証を図る。

ウ 被害状況の把握

市町村は、年間を通じて、農業協同組合等の協力を得て農作物被害、生活被害及び人身被害について、被害内容、被害量、被害額等を把握するとともに、効果的な被害防除対策に資するため被害地図を作成する。また、従来の被害調査に加え、被害状況把握のため鳥獣被害防除対策専門員や追い払い員等による被害情報の収集体制の整備など補完的な調査方法についても検討を行う。

(5) 群れ別・市町村別実施計画

ア 西湘地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
S	4 ～ 5	南足柄市	[追い払い] ・職員は、サル発見の通報があり次第迅速に対応する ・追い払い用具の購入 ・サル被害者への注意喚起等の指導をおこなう [その他] ・沼田地区、岩原地区への回覧等による啓発 ・防災行政無線による情報提供	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲	[誘引物除去] ・サル対策用パンフレットを配布若しくは回覧(沼田地区、岩原地区)し、住民意識の向上を図る ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・農地や住宅周辺の環境整備
		小田原市	[追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの強化 ・追い上げ方法の検討及び実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合や、人家進入を繰り返す場合には、捕獲を実施する [その他] ・住民への被害をなくす抜本的な方策についての検討を進める	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ。 ・協議会で農業者向けの研修会を開催する
		箱根町	[追い払い] ・野猿パトロール隊を平日に配置し、追い払い等を行う ・必要に応じ、職員が出動して追い払い等を行う ・S群の広域的な追い払い方法に関して、県、周辺市町等と検討し、実行する ・住民に、追い払い器具(エアガン、パチンコ等)の貸出、配布を行う [その他] ・野猿に関する情報の周知を、自治会回覧等で行う	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、おな猟免許を保持した職員により加害個体の捕獲を実施する [個体数調整] ・群の個体数及び被害状況等を考慮し、必要に応じて個体数調整の実施を検討する	[追い上げ] ・野猿の泊まり場の解消を、生態等に関して専門的な知識を有する県の主導のもとで行い、最終的には被害が発生しない地域に群れの行動域を移動させることを目指す [誘引物除去] ・自治会回覧等で、野猿への餌やり禁止の啓発、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発等を行う
H	3 ～ 4	小田原市	[追い払い等] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払いの実施 ・猟友会による監視・追い払いの強化 ・追い上げ方法の検討及び実施 [その他] ・市ホームページでサルの位置情報を提供	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 [個体数調整] ・個体数調整(生活被害・人身被害軽減のための個体数調整)を実施し、群れの加害レベルの低下に努める	[誘引物除去] ・農業者、住民へ協力の呼びかけ ・協議会で農業者向けの研修会を開催する
		真鶴町	[追い払い等] ・引き続き、連絡があれば追い払いを行っていく また、石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行する	[加害個体捕獲] ・今のところ予定はないがサルによる被害が深刻化した場合は猟友会による捕獲も検討している	—

P 1	4 ～ 5	湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 [学習放獣] ・学術研究のため学習放獣を実施	[誘引物除去] ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地の解消推進
T 1	3 ～ 4	真鶴町	[追い払い等] ・引き続き、連絡があれば追い払いを行っていく また、石名坂付近においてはサルがいないか確認して通行する	[加害個体捕獲] ・今のところ予定はないがサルによる被害が深刻化した場合は猟友会による捕獲も検討している	特に予定なし
		湯河原町	[追い払い] ・猟友会員等追い払い員の配置7人 230日巡回予定 ・職員による追い払いを実施	[加害個体捕獲] ・人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には捕獲 [個体数調整] ・人身被害防止を目的とした、加害レベルを低減させるまでの個体数調整の実施	[誘引物除去] ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発を実施 ・耕作放棄地解消の推進

イ 丹沢地域個体群

群れ名	加害レベル	市町村名	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ダム サイト	3	相模原市	[追い払い] ・追い払いの強化 委託日数の増 猟友会による追い払い 自主防衛組織の組織化 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う	—	[誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
		愛川町	[追い払い] ・サル移動監視員1人(必要に応じて) ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・防護柵設置費補助の強化を予定 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の実施	[加害個体捕獲] ・加害個体が現れた場合には捕獲の実施	[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発

ダム サイト 分裂	3 ～ 4	相模原市	<p>[追い払い] ・追い払いの強化 委託日数の増及び勤務時間の検討 猟友会による追い払い 自主防衛組織の組織化 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付、 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う。</p>	<p>[個体数調整] ・新たな加害群の捕獲 目標頭数 19 頭 早期着手 業者委託による効率的な捕獲の実施 ・より効果的な捕獲方法の研究→導入</p>	<p>[誘引物除去] ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼</p>
川弟	1 ～ 2	愛川町	<p>[追い払い] ・サル移動監視員 1 人 122 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置費補助の強化を予定 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の実施</p>	—	<p>[生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発</p>
		清川村	<p>[追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 ・音波式追い払い器による追い払いの実施(継続)</p>	—	<p>[誘引物除去] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する。</p>
川弟 分裂	1	愛川町	<p>[追い払い] ・サル移動監視員 1 人 122 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 [柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置費補助の強化を予定 [その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の実施</p>	<p>[個体数調整] ・新たな加害群捕獲の実施</p>	<p>[生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) [誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発</p>
		清川村	—	—	<p>[誘引物除去] ・観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を継続して要請する。</p>

経ヶ岳	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い。 ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 25 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・地域住民 11 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ。 [獣害防護柵] 電気柵の保守点検。 L=9,046m(荻野、小鮎地区)</p>	<p>[個体数調整] 分裂による被害拡大防止 ・捕獲予定 10 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。 [森林整備の実施] ・林縁部の伐採等実施 飯山地区 18ha</p>
鳶尾	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 29 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・地域住民 13 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ</p>	<p>[個体数調整] 生活及び人身被害防止 ・捕獲予定 39 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		愛川町	<p>[追い払い] ・サル移動監視員 1 人 244 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施</p> <p>[柵] ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置費補助の強化を予定</p> <p>[その他] ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の実施</p>	<p>[個体数調整] ・生活被害・人身被害軽減のための捕獲の実施</p>	<p>[生息環境整備] ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(八菅山地区)</p> <p>[誘引物除去] ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発</p>
煤ヶ谷	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 37 人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・地域住民 7 地区</p> <p>[追い上げ] 銃器による群れの追い上げ。 [獣害防護柵] 電気柵の保守点検 L=16,244m(日向群との計、小鮎、玉川、森の里地区) 開口部対策 7カ所</p>	<p>[個体数調整] 分裂による被害拡大防止 ・捕獲予定数 6頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 ・個体数調整対象個体の性年齢区分の見直し</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		清川村	<p>[追い払い] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知</p>	—	<p>[誘引物除去] ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する</p>

		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、高部屋地区:日向、上粕屋) (大山)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) (高部屋)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施</p> <p>[柵] ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p> <p>[その他] ・自衛組織の設置(大山地区・高部屋地区) ・携帯メールへのサルの位置情報を提供</p>	<p>[個体数調整] 群れ分裂による被害拡大防止のための捕獲を、厚木市と連携して実施</p> <p>[加害個体捕獲] ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底</p> <p>[集落環境調査] ・大山地区、高部屋地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>
日向	3 ～ 4	厚木市	<p>[追い払い] 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・地区追い払い隊 28人</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検。 L=16,244m(煤ヶ谷群との計、玉川地区) 開口部対策7カ所</p>	<p>[個体数調整] 分裂による被害拡大防止 ・捕獲予定10頭</p>	<p>[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p>
		伊勢原市	<p>[追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、高部屋地区:日向、上粕屋) (大山)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) (高部屋)出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施</p> <p>[柵] ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動)</p> <p>[その他] ・自衛組織の設置(大山地区・高部屋地区) ・携帯メールへのサルの位置情報を提供</p>	<p>[個体数調整] 群れの頭数が年々増加し、被害の範囲も拡大し、分裂の可能性も高くなっていることから、群れ分裂による被害拡大防止のための個体数調整を実施する (捕獲計画数(未定※)頭) (第3次計画7の(2)のイの(ア))</p> <p>[加害個体捕獲] ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討</p>	<p>[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底</p> <p>[集落環境調査] ・大山地区、高部屋地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める。</p> <p>[集落環境調査] ・高部屋地区、大山地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>
大山	3 ～ 4	秦野市		<p>[個体数調整] [人身被害・生活被害の軽減のための個体数調整] ・個体数調整の実施(大山群(未定)頭対象) ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う</p>	<p>[誘引物除去] ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする。 ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理を指導する</p>

		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、比々多区:三ノ宮、坪ノ内、善波) 〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈比々多〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払いを実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設置(大山地区・比々多地区) ・携帯メールへのサルの位置情報を提供 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的な追い払いを実施しても農業被害が減らず、農地依存の状態が変わらず、生活被害・人身被害が起きているため、生活被害・人身被害軽減のため個体数調整を、秦野市と連携して実施する(捕獲計画数頭)(第3次計画7の(2)のイの(イ)) <p>[加害個体捕獲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生させる恐れのある場合には捕獲を検討 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
丹沢湖	2 ～ 3	山北町	<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町広報等で被害届の提出を促進し、被害実態の把握をする ・農地管理者による監視の強化をする ・追い払いのためロケット花火を配付し、農地管理者と地域住民が一体になり追い払いを行う。 ・町単独事業私設柵設置に係る資材購入費の補助事業に電気柵を追加設置の推進及び設置技術の指導と助言の推進をする 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人身被害を発生又は発生させる恐れがある場合、足柄上地区有害鳥獣被害対策協議会と連携し検討を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩衝地帯の管理をする。 ・農地をえさ場にならないため早期収穫及び取残し農作物の除去を徹底する ・人家に近づけさせないため周辺果樹の早期収穫及び取残し果樹の撤去を徹底する
子易	2 ～ 3	秦野市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い員2名通年出動288日/年予定 ・猟友会75回出動予定・職員30回出動予定(※大山群との合計) ・農家や市民からの情報を丹念に収集し、被害軽減対策に反映させる。 ・伊勢原市と連携した効果的な追い払いを実施。 ・猟銃使用等新たな追い払い・捕獲方法の導入を検討する。 ・猟友会と連携した追い払いを実施する。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等でサルの最新位置情報を提供する ・広報等を利用したサル対策を周知する 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施]として、「生息が確認されなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」個体数調整を実施 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、JAホームページ等を活用した、生ゴミの持ち帰り、餌付け禁止の啓発活動をする ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動をする。 ・野菜残渣の埋設を励行する ・放任果樹の適正管理の指導をする ・荒廃農地の解消、林地の除間伐を励行す <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査とともに周辺の耕作放棄地・残渣の放置・放任果樹、侵入路、泊まり場等についての情報収集を行う

		伊勢原市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、比々多区:三ノ宮、坪ノ内、善波) ・〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・〈比々多〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・秦野市と連携した組織的追い払い <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛組織の設置(大山地区・比々多地区) ・携帯メールへのサル的位置情報を提供 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[新たな加害群及び加害集団の捕獲を実施]として、「生息が確認されなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」個体数調整を実施 ・伊勢原市と連携し効果的・効率的な捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 <p>[集落環境調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区、比々多地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
片原	1 ～ 2	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い ・地域住民 1 地区 <p>[獣害防護柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検 L=1,852m(小鮎地区) 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団として箱わなでの全頭捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		清川村	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払いを継続実施(通年) ・定期巡回の実施(通年) ・電気柵や防護ネット等の補助及び補助制度の周知 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群として、銃器及び箱わなでの全頭捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を継続して要請する
半原 集団	1 ～ 2	厚木市	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い。 ・追い払い員 2 人 359 日巡回 ・地区追い払い隊 25 人 ・花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・地域住民 11 地区 <p>[獣害防護柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の保守点検 L=7,363m(荻野地区) 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団として箱わなでの全頭捕獲を行う 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		愛川町	<p>[追い払い]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員 1 人 122 日巡回 ・職員による追い払い ・地域住民による自主的な追い払い ・地域住民に対する追い払い研修会等の実施 ・電動エアガン購入費補助金の普及啓発の実施 <p>[柵]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置費補助の強化を予定 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集について広報紙に掲載 ・新たな被害把握方法の実施 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団捕獲の実施 	<p>[生息環境整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) <p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について、広報紙等により啓発

高森 集団	未判定	厚木市	[追い払い] 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払い	[個体数調整] 新たな加害集団として箱わなでの全頭捕獲を行う	[誘引物除去] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発
		伊勢原市	[追い払い] ・組織的追い払いの実施(大山地区:大山・子易、高部屋地区:日向、上粕屋) 〈大山〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈高部屋〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い ・厚木市と連携した組織的追い払いを実施 [柵] ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した農地を囲う侵入防止柵の設置 ・追い払い隊員の設置(行動域調査及び追い払い活動) [その他] ・自衛組織の設置(大山地区・高部屋地区) ・携帯メールへのサルの位置情報を提供	[個体数調整] 第3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認ができなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、厚木市と連携して実施。 捕獲計画頭3頭	[誘引物除去] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・大山地区、高部屋地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める。 [集落環境調査] ・高部屋地区、大山地区で実施 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める

ウ 南秋川地域個体群

K 1	3	相模原市	<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化の検討 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂防止)による捕獲、処分 目標頭数 10 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
K 2	3		<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂防止の継続 目標頭数 20 頭 業者委託に行ける効率的な捕獲の実施 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去等の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼 ・山際の草刈の実施依頼
K 3	3		<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化の検討 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂防止による捕獲・処分 目標頭数 20 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼
K 4	2 ～ 3		<p>[追い払い等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの強化 委託日数の増 猟友会による追払い 自主防衛組織の組織化の検討 JA 津久井郡への情報提供 →農業者等への連絡 ・防護柵等の補助金交付 ・新たな取り組みとして携帯電話メールを活用した情報提供について調査を行う 	<p>[個体数調整]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分裂防止による捕獲、処分 目標頭数 10 頭 ・捕獲効率を上げるため麻酔銃捕獲等新たな取り組みに着手 	<p>[誘引物除去]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺にある果樹等の早期収穫、撤去の啓発 ・放棄果樹の伐採依頼

エ その他

対象	地域	被害防除対策	個体数管理	生息環境管理
ハナレザル オスグループ	保護管理 区域全域	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払いの実施 ・住民、農業者への注意喚起 	<p>農林業被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払い等の被害防除を実施しても被害を防止できない場合は、加害個体捕獲</p>	—

資 料

1 平成 25 年度 事業実施結果

- (1) 群れ別実施状況
- (2) 市町村別追い払い実施結果
- (3) 年度別捕獲数
- (4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

2 平成 25 年度 被害状況

- (1) 農作物被害の市町村別内訳
- (2) 自家用農地の被害面積
- (3) 生活・人身被害の市町村別内訳

3 個体数調整について

- (1) 対象個体の取り扱い一覧
- (2) 経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

1 平成 25 年度 事業実施結果

(1) 群れ別実施状況

地域 個体 群名	群 れ名	加 害 レ ベル	被害防除対策	個体数調整	生息環境整備
西 湘	S	4 ～ 5	<p>《主な実績》 [南足柄市] [追い払い] ・市、野猿対策協議会による追い払い ・鳥獣被害防除対策専門員を含め、他市町村との合同で追い払い追上げ検討会を実施 [小田原市] [追い払い] ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い(構成員 22 人、1,537 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(構成員 8 人、各日2名)体制 [柵] ・電気柵 1,375m(早川地区) [箱根町] ・平成 25 年度から野猿パトロール業務をシルバー人材センターへ委託。1 日 2 人体制で平日の 7:30～16:30 実施 ・職員1回出動 ・県、小田原市、南足柄市、JA等とともにS群の追い払い追上げ現地検討会を実施 ・住民に、追い払い器具(パチンコ等)の貸出、配布を行った [その他] ・自治会回覧で、野猿に関する情報の周知を行った</p>	<p>《主な実績》 [小田原市] [加害個体捕獲] 【箱わな】 ・オス 1頭 板橋地区で実施 【銃器】 ・実績なし 板橋地区で実施 [箱根町] [加害個体への対応] ・町職員 1 名がわな猟免許を取得</p>	<p>《主な実績》 [南足柄市] [誘引物除去] ・相談のあった市民に対して花火の貸出、使い方を指導。 ・人家周辺の果樹等の早期収穫等の啓発活動(猿の対策リーフレットの配付) [小田原市] [誘引物除去] ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発した ・出沒地域の自治会長や住民と被害対策に係る打ち合わせを行い、連携・報告体制を整えた ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないこと等の対策を掲載し啓発した ・市街地で泊まり場となっている大きな屋敷の管理者と調整し、許可を得て立ち入り、追い払いができるようにした [箱根町] [追い払い] ・S群の追い払い追上げ現地検討会で、泊まり場の解消を目的に追い払いを行った [誘引物除去] ・学校施設敷地内等の果樹等の早期収穫及び除去について、野猿パトロール隊から指導した ・自治会回覧等で、野猿への餌やり禁止の啓発、人家周辺の果樹の早期収穫の啓発を行った</p>
			<p>《成果》 [南足柄市] ・鳥獣被害防除対策専門員を含めた現地検討会の実施により、被害が軽減された。 [小田原市] ・猟友会による監視・追い払いの実施により、生活被害・農業被害ともに実施前と比較して減少 [箱根町] [成果] ・平成 21 年度から継続して行っているパトロールにより、住民からの生活被害通報は減少傾向にある</p>	<p>《問題点》 [南足柄市] ・S群の個体数は比較的安定しており、大幅な増減は無い。 [小田原市] ・人を恐れず、威嚇、人家侵入、屋内の物品の略奪等を繰り返し、さらには日中だけでなく、日暮れから深夜、</p>	<p>《成果》 [南足柄市] ・被害地区の自治会に猿の対策リーフレットの配付をすることにより、住民の意識を高めることができた [小田原市] ・農業者への啓発が図られた ・出沒地域の地元自治会との連携が図られた</p>

		<p>《問題点》 〔南足柄市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いの人手不足 ・追払いでは私有地に入りにくく、エアガンや花火も市街地での使用が制限されるため、効果的な追払いがおこなえない <p>〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺に以前より長期間滞在し、日暮れから深夜、早朝にかけて屋根やベランダで騒ぐなどするため、対策が困難。 ・市街地では、煙火を使用すると苦情がかかることがあり、追い払いが困難 ・追い上げについては、追い上げ先の目的地や追い上げ方向について県・関係市町での更なる検討が必要 <p>〔箱根町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野猿パトロール隊業務時間以外の対応 ・追い払い技術の向上が難しい ・住宅地が活動エリアの中心になっており、民家の屋根が泊まり場になるなど慢性的な被害が発生している ・住民、観光客への威嚇が多く、物品の略奪の被害も依然として続いている 	<p>早朝にかけて住宅のベランダや屋根で騒ぐなど加害レベルが非常に高い状態が続いており、H25年12月には、板橋地区で人身被害が発生するなど、出没地域の住民の疲労や恐怖感 は年々高まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間市街地周辺に滞在する群れであり、追払いにも限界があり、住民からは抜本的な対策が求められている 	<p>《問題点》 〔南足柄市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人手不足により、定期的なサル出没地域の巡回が難しい。 ・地域の追払い隊も人手不足、消極的になっており、巡回が難しい <p>〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の農地でも、農業者の高齢化や後継者不足等により、管理が十分に出来ない農地や耕作放棄地が増加している ・市街地の空き家に夜間滞在することも多々あるため、農業的な環境整備のみでは対策が不可能。 <p>〔箱根町〕</p> <p>《問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯本山崎地区、前田地区の果樹園が野猿の餌場となっているが改善が難しい
H	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市鳥獣被害防止対策協議会追い払い隊による追い払い(構成員 22 人、1,537 時間の巡回) ・猟友会による監視・追い払い 365 日(構成員 8 人、各日2名)体制 <p>〔柵〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵 1,375m(早川地区) <p>〔真鶴町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム弾や花火による追い払い(役場 10 回、猟友会 40 回) ・JA による農家へのネット貸し出し ・毎朝スクールバス運転手によるチェック(サル頻出地域がスクールバスの通路であるため) 	<p>《個体数調整(生活被害・人身被害軽減)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実績はない 	<p>《主な実績》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の研修会等で、農地管理の徹底や収穫物を残さないようにすること等を周知し、啓発した。 ・広報誌に、餌になるようなものを戸外に置かないよう掲載し啓発した
		<p>《成果》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による監視・追い払いの実施により、生活被害・農業被害ともに実施前と比較して減少した。 <p>《問題点》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が、電気柵等の費用のかかる対策に積極的ではない。 ・煙火の効果が薄れてきている。 ・追い上げについては、追い上げ先の目的地や追い上げ方向について県・関係市町での更なる検討が必要。 <p>〔真鶴町〕</p> <p>広範囲での目撃情報があり、特に民家周辺及び通学路に対する対策が重要である。またミカン被害が最大の問題であるため、対策等を検討し、被害拡大を防ぐことが課題となる</p>	<p>《問題点》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群れの加害レベルが高く、特に農業被害が頻発しているため、個体数調整を実施し、加害レベルの低下を図る必要がある。 	<p>《成果》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への啓発が図られた。 ・江之浦地区の農業者が自ら設置した「動物ロープ」により、当該地区の被害が前年度より激減した。 <p>《問題点》 〔小田原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化や後継者不足、被害が減らないことによる耕作意欲の低下等のため、管理が十分でない農地、耕作放棄地が増加している。
P 1	4 ～ 5	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員等追い払い員 237 人日巡回 ・職員 35 回出動 <p>〔成果〕</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔加害個体捕獲〕 捕獲できず <p>《問題点》</p>	<p>《主な実績》 〔湯河原町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残さの埋設励行 <p>〔成果〕</p>

			〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。 〔問題点〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化	〔湯河原町〕 ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている。 ・5月以降通報自体は減っているが、熱海との境に以前出没しており、何時戻って来るか分からない	〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進された。 《問題点》 〔湯河原町〕 〔問題点〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている
T 1	3 ～ 4	《主な実績》 〔湯河原町〕 ・猟友会員等追い払い員 237人日巡回 ・職員35回出動	《主な実績》 〔湯河原町〕 〔加害個体捕獲〕 ・捕獲できず 〔個体数調整〕 ・学習放獣2頭	《主な実績》 〔湯河原町〕 〔誘引物除去〕 ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残さの埋設励行	
		《成果》 〔湯河原町〕 ・追い払いの実施により、農地及び人家への出没数が減少した。 ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた。 《問題点》 〔湯河原町〕 ・平日の追い払いの人手不足 ・猟友会員の高齢化	《問題点》 〔湯河原町〕 ・依然として市街地への出没が確認されており、人身被害のおそれが大きい ・人家侵入、商店の物品を盗む等の被害が出ている。	《成果》 〔湯河原町〕 ・地域ぐるみのサル対策が推進された 《問題点》 〔湯河原町〕 ・放棄果樹がサルの餌になっている	
丹 沢 域 個 体 群	ダ ム サ イ ト	3	《主な実績》 〔相模原市〕 ・業者に業務委託し監視、必要の都度追い払いを実施 委託日数 261日 委託期間 4月～翌年3月 ・猟友会による追い払い256回延べ256人 ・職員による追い払い ・生息箇所の情報をJA 津久井郡の職員から農業者等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った。また、大型直売所での情報提供を開始した。 ・防護柵等の補助金交付 ・新規自主防衛組織 5組織 〔愛川町〕 ・地域住民による自主的な追い払い ・サル移動監視員による追い払い(出没時のみ)	—	《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
			《成果》 〔相模原市〕 ・継続的な追い払いの実施により、農耕地への定着防止 ・自主防衛組織の組織化 9組織 → 14組織 《問題点》 〔相模原市〕 ・行動域が愛川町におよぶため、統一的な追い払いの実施が必要 〔愛川町〕 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難。 ・神奈川県立あいかわ公園内にも出没しているため、人慣れが進むことが心配される。	—	《成果》 〔相模原市〕 ・防護柵の設置による被害軽減 《問題点》 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である。

ダム サイト 分裂	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 261 日 委託期間 4月～翌年3月 ・猟友会による追払い256回延べ256人 ・職員による追払い ・生息箇所の情報をJA 津久井郡の職員から農業者等に周知し、自主防衛意識の啓発を行った。また、大型直売所での情報提供を開始した ・防護柵等の補助金交付 ・新自主防衛組織 5組織 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群の捕獲業者による捕獲を実施 7月、2～3月 ・目標頭数 25頭 捕獲頭数 3頭 ・処分 3頭 放獣 0頭 ・新たな捕獲方法の導入 1月から麻醉銃での捕獲を実施 	<p>《主な実績》 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発
		<p>〔成果〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な追払いの実施により、農耕地への定着防止 ・自主防衛組織の組織化 9組織 → 14組織 <p>〔問題点〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の勤務時間を把握してしまい勤務前後や休憩時間に被害が発生 	<p>〔成果〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・囲いわなによる捕獲実施 <p>〔問題点〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域の変化で捕獲できなかった。 ・新たな捕獲方法への着手 ・麻醉銃の使用できる箇所が制限される 	<p>〔成果〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置による被害軽減 <p>〔問題点〕 〔相模原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分
川弟・ 分裂群 含む	1 ～ 2	<p>《主な実績》 〔愛川町〕 〔追い払い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員1人122日巡回 ・職員1回出動 ・地域住民による自主的な追い払い ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置に対する補助金の交付(半原地区) 設置 2箇所、ソーラー切り換え1箇所、補修1箇所 <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる追い払い(通年) ・出動:1回、巡視:68回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件数:11件 煤ヶ谷地区全体 ・音波式追い払い器の設置 	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害群捕獲(半原地区) 捕獲頭数0頭 	<p>《主な実績》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 <p>《実施箇所》 半原地区 1,111m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の実施(半原地区、田代地区) <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民家周辺の果樹の早期収穫及び撤去、また廃棄野菜等の徹底処理を要請する。 ・観光地周辺のゴミなどの誘引物撤去指導等を要請する
		<p>《成果》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した際に追い払いを実施したため、被害を軽減することができた <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動記録により、出没予察による巡回や出動が可能 ・音波式追い払い器設置後、群でのニホンザルの出没はなし(現在効果検証中) <p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没通報と追い払いに時間差が生じる ・情報収集の停滞化(住民等からの通報が減っている) 	<p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群及び半原集団を対象とした捕獲を行ったが、行動域が広くわなの設置場所が課題である 	<p>《問題点》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である <p>〔清川村〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化

経ヶ岳	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 一定方向に向けた通年の組織的追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 16回出動 ・地域住民 11地区 銃器による群れの追い上げ。 ・猟友会 1回出動 電気柵の保守点検 L=9,021m(荻野、小鮎地区) 開口部対策 3カ所 L=25m施工 〔その他〕 ・本市ホームページでサルの位置情報を提供</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 ・分裂による被害拡大防止 許可頭数 17頭 捕獲頭数 57頭 処分 10頭 放獣 47頭</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協広報誌等により啓発。 ・林縁部の伐採等実施 飯山地区 20.1ha</p>
		<p>《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる</p>	<p>《問題点》 〔厚木市〕 ・行動域を住宅地付近に拡大しており、駐車車両への損傷被害が16件発生した ・数日間分裂行動をとることが見られる</p>	<p>《問題点》 〔厚木市〕 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている</p>
鳶尾	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 一定方向に向けた通年の組織的な追い払い。 ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 29人 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施。 ・職員 13回出動 ・地域住民 13地区 〔その他〕 ・本市ホームページでサルの位置情報を提供 〔愛川町〕 ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払いを実施 ・サル移動監視員 1人 244日巡回 ・職員2回出動 ・地域住民による自主的な追い払い ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・簡易電気柵設置に対する補助金の交付1箇所(棚澤地区)</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 生活及び人身被害防止 許可頭数 49頭 捕獲頭数 41頭 処分 21頭 放獣 20頭 〔愛川町〕 ・捕獲頭数0頭</p>	<p>《主な実績》 〔厚木市〕 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 〔愛川町〕 ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 《実施箇所》 角田地区 1,704m 中津地区 500m 八菅山地区 830m 棚澤地区 498m ・森林整備の実施(八菅山地区)</p>
		<p>《成果》 〔愛川町〕 ・電波受信機、により群れの位置を予測しながら追い払いを実施した結果、被害を軽減することができた。 《問題点》 〔厚木市〕 ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる 〔愛川町〕 ・地域一体となった追い払いを実施するべきだが、昼間は集落の人口が激減するため人員の確保が困難。 ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難。</p>	<p>《問題点》 〔厚木市〕 行動域を住宅地付近まで拡大しており、人身被害が発生する恐れがある 〔愛川町〕 ・捕獲罠を複数箇所設置しないと捕獲効率が上がらない ・罠設置箇所の選定が困難 ・威嚇行為が見られる</p>	<p>《問題点》 〔厚木市〕 ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている ・墓地の供え物なども誘引要因になっている 〔愛川町〕 ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・墓地の供え物なども誘引要因になっている ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要</p>

片原	1 ～ 2	<p>《主な実績》 [清川村] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる 追い払い(通年) 出動:21回 巡視:73回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件 数:11件 [厚木市] 花火、追い払い機器(エアガン等)による 追い払いを実施 ・職員 3回出動 ・地域住民 1地区 電気柵の保守点検 L=1,852m(小鮎地区)</p>	<p>《主な実績》 [清川村] 新たな加害集団の 捕獲 許可頭数:25頭 捕獲頭数:0頭 [厚木市] 許可頭数:25頭 捕獲頭数:2頭</p>	<p>である 《主な実績》 [清川村] 民家周辺の果樹の早 期収穫及び撤去、ま た廃棄野菜等の徹底 処理を要請する [厚木市] 農作物の早期収穫 や取り残し農作物の 除去について農協機 関紙等により啓発。 [森林整備の実施] ・林縁部の伐採等実 施 飯山地区 20.1ha</p>
		<p>《成果》 [清川村] ・出動記録により、出沒予察による巡回や 出動が可能 [問題点] ・出沒通報と追い払いに時間差が生じる ・情報収集の停滞化 (住民等からの通報が減っている) [厚木市] ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出沒地域が広域であるため、効果的な対 応が難しい</p>	<p>《問題点》 [清川村] ・箱わなによる事故 発生の可能性(子 供が多く住んでお り、遊び場に近い) ・行動域が行政界 をまたいでいるた め、銃器捕獲の実 施日に管内にいな いことが多い [厚木市] 行動域を住宅地付 近に拡大しており、 人身被害が発生す る恐れがある</p>	<p>《問題点》 [清川村] ・冬期の餌不足によ る生活圏への侵入 ・学習能力による生 活圏侵入の習慣化 [厚木市] 林縁部の畑や家の庭 の果実、野菜が誘引 原因になっている</p>
煤 ヶ 谷	3 ～ 4	<p>《主な実績》 [清川村] ・銃器(発音弾等)や花火、エアガンによる 追い払い(通年) 出動:1回 巡視:60回 ・電気柵や防護ネット等の補助 補助件 数:11件 煤ヶ谷地区全体 [厚木市] 一定方向に向けた通年の組織的な追い払 い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 37人 花火、追い払い機器(エアガン等)による 追い払いを実施。 ・職員 7回出動 ・地域住民 7地区 電気柵の保守点検。 L=16,140m(日向群との計、小鮎、玉川、 森の里地区) 開口部対策 8カ所 L=104m施工 ・本市ホームページでサル の位置情報を 提供 [伊勢原市] ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木) 7・8月は週4日(火、水・木・金) ・組織的追い払いの実施(高部屋地区日 向、成瀬地区高森・栗窪・東富岡) 高部屋地区:3回述べ 60名 成瀬地区:1回 ・個人的追い払い 〈大山地区〉出沒時随時(追い払い隊員と の連携により実施) 〈高部屋地区〉出沒時随時(追い払い隊員 との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 〈大 山地区〉 1回(1月実施) 〈比々多地区〉 1回(8月実施) ・厚木市と連携した組織的追い払いを実 施</p>	<p>《主な実績》 [厚木市] ・分裂による被害拡 大防止 許可頭数 22 頭 捕獲頭数 9 頭 処分 9 頭 放獣 7 頭 [伊勢原市] 捕獲数0頭</p>	<p>《主な実績》 [清川村] 民家周辺の果樹の早 期収穫及び撤去、ま た廃棄野菜等の徹底 処理を要請する [厚木市] 農作物の早期収穫 や取り残し農作物の 除去について農協機 関紙等により啓発。 [森林整備の実施] ・林縁部の伐採等実 施 上古沢地区 2.2ha [伊勢原市] ・未収穫農作物、放 任果樹の除去等の徹 底 ・野菜、果樹等残渣 の埋設励行 ・ハイカーによる食べ 残し放置及び餌付け 等の禁止を周知徹底 [集落環境調査] ・大山地区で実施 大山地区(子易)で 集落環境調査(診 断)を行い対策に着 手する。主に緩衝帯 の整備を実施する ・近隣農家や関係機 関、関係団体との連 携により緩衝帯づくり や荒廃地の整備を進 める</p>

		<p>鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区子易:1km)</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) <p>《成果》 [清川村] ・出動記録により、出没予察による巡回や出動が可能 [伊勢原市] ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった。 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した</p> <p>《問題点》 [清川村] ・出没通報と追い払いに時間差が生じる ・情報収集の停滞化(住民等からの通報が減っている)</p> <p>[厚木市] ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる</p>	<p>《問題点》 [厚木市] ・行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある ・数日間分派行動をとることが見られる</p> <p>[伊勢原市] ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、県道611号線より南に移動することがある。(行動域の拡大)</p>	<p>《成果》 [伊勢原市] ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し被害対策として緩衝帯の整備を実施した</p> <p>《問題点》 [清川村] ・冬期の餌不足による生活圏への侵入 ・学習能力による生活圏侵入の習慣化</p> <p>[厚木市] 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている</p> <p>[伊勢原市] ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界</p>
日向	3 ～ 4	<p>《主な実績》 [厚木市] 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・職員 2回出動 ・地区追い払い隊 28人</p> <p>[獣害防護柵] 電気柵の保守点検。 L=16,140m(煤ヶ谷群との計、玉川地区) 開口部対策 8カ所 L=104m施工</p> <p>[伊勢原市] ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木) 7・8月は週4日(火、水・木・金) ・組織的追い払いの実施(大山地区大山・子易、高部屋地区日向・上粕屋) 大 山地区:4回述べ100名 高部屋地区:3回述べ 60名 ・個人的追い払い 〈大山地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈高部屋地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い(4回出動延べ 40名:子易群・大山群・日向群の合計) ・追い払い研修会の実施 〈大 山地区〉 1回(1月実施) 〈比々多地区〉 1回(8月実施) ・厚木市と連携した組織的追い払い実施 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区子易:1km) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ)</p> <p>《成果》 [伊勢原市]</p>	<p>—</p>	<p>《主な実績》 [厚木市] 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発</p> <p>[伊勢原市] ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 ・大山地区(子易)で集落環境調査(診断)を行い対策に着手する。主に緩衝帯の整備を実施する。 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める</p>
		<p>《問題点》 [伊勢原市]</p>	<p>《問題点》 [厚木市]</p>	<p>《成果》 [伊勢原市]</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった。 ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数増による生活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、県道 611号線より南に移動することがある。(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた ・10数頭が群れから離れて、移動していることが見受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し被害対策として緩衝帯の整備を実施した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <p>林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。</p> <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルへの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界
大山	3 ～ 4	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払員 4 名 通年 出動 257 日/年(490 人日) ・職員 3 名 30 回 出動 ・猟友会 60 日 出動 (※子易群との合計) ・組織的追い払い 51 回 出動 ・地域住民による追い払い <p><伊勢原市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員 2 人 週 3 日(火、水、木) 7・8 月は 週 4 日(火、水・木・金) ・組織的追い払いの実施(大山地区子易、比々多地区三ノ宮、坪ノ内、善波) 大山地区:4回述べ100名 比々多地区:4回述べ120名 ・職員 2 人 50 回 出動 ・個人的追い払い <大山地区> 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) <比々多地区> 出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 <大山地区> 1 回(1 月 実施) <比々多地区> 2 回(8・10 月 実施) 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区子易:1km) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方 1 回ずつ) 	—	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家周辺の果樹の早期収穫等の啓発活動 ・野菜残渣の埋設励行 ・放任果樹園の管理指導 ・ハイキングコースでのエサやり禁止看板設置 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 大山地区(子易)で集落環境調査(診断)を行い対策に着手する。主に緩衝帯の整備を実施する。 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
		<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメリー受信機を活用した追い払い(緊急雇用創出事業)により、行動範囲を正確に把握することができた ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した 	<p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <p>追い払いによる国道横断による事故の発生が危惧されるとともに、奥山への追い上げが困難であるため、その間の群れの拡大を防ぐため、個体数調整を行う必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域を同じくする伊勢原市を含めた生息環境整備を 	<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルに注意するハイカーが増えた <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し被害対策として緩衝帯の整備等を実施した。 <p>《問題点》 〔秦野市〕</p>

		<p>少した 〔問題点〕 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の兼業化が進むと共に市民農園的な利用も多く、地域における被害対策が進んでいない。 ・秦野への侵入経路が変わり、以前のような待ち伏せによる追い払いがしにくくなった。新しい経路の場合、すぐに秦野に侵入できてしまうため新たな追い払い手法が必要 ・ハイカーが多数利用している地域のため、銃器による追い払いが困難 ・林地と農地が隣接、または混在しているため、局所的な追い払いによる定着防止効果が発揮されにくく、防護柵による被害軽減策を進める必要がある <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>図る必要がある。 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 活被害や農作物被害の増加 ・行動域が南下傾向にあり、国道246号線より南に移動することがある。(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入が増加してきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園利用者へのサル対策の周知が進んでいない ・野菜残渣の埋設励行の周知が進んでいない ・竹林・林地・農地が混在化しており、環境整備が進めにくい ・追い上げ最終生息地が必要。 ・放任果樹園の適正な管理が進んでいない ・侵入経路は開口部であり障害物が何もないため侵入は容易い <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
丹沢湖	2 ～ 3	<p>《主な実績》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私設柵設置より被害防除を行なっている ・ロケット花火を配布し農地管理者や学校職員が追い払いを行なっている <p>《問題点》 〔山北町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルが頻繁に出没するため、住民の防除意識が希薄となり、被害届等による実態が得られない ・追い払い者の高齢化による人手が不足している 	—	—
子易	2 ～ 3	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7・8月は週4日(火、水・木・金) ・効果的追い払い ・職員2人 50回出動 〈大山地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈比々多地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・追い払い研修会の実施 〈大山地区〉1回(1月実施) 〈比々多地区〉2回(8・10月実施) 獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区子易:1km) <p>〔その他〕 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった。 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな加害群集団」捕獲を実施。 捕獲実績 11頭 処分 10頭 放獣 1頭 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲を実施。(捕獲実績0頭) ・依然として生活被害や農作物被害が増加 ・行動域が南下傾向にあり、新たに比々多地区三ノ宮栗原方面での行動が頻繁になっている(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入がある 	<p>《主な実績》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 <p>〔集落環境調査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山地区で実施 大山地区(子易)で集落環境調査(診断)を行い対策に着手する。主に緩衝帯の整備を実施する。 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 <p>大山地区(子易)で集落環境調査(診</p>

				断)を行い対策に着手する。主に緩衝帯の整備を実施する。 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
		<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー受信機を活用した追い払い(緊急雇用創出事業)により、行動範囲を正確に把握することができた ・農地への出没が減少した ・鳥獣被害防除対策専門員の助言により、効果的な追い払いが行えた <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった。 ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的な追い払いに限界があり、定着防止に至っていない ・夏季の農地に強く依存している。 ・地域住民による自衛的追い払い体制を整える必要がある <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な対策を講じるため、接近警報システム等(またはモニタリング情報の提供方法)を検討する必要がある。 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 	<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <p>捕獲がコンスタントにできる場所を見つけたことができた</p> <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に滞在している間の捕獲可能な時期が7月と11月の2カ月間とわずかの期間であるため、その時期に集中して捕獲をしなければならない。 ・9頭中ワカモノ・コードモの捕獲が7頭で、オトナメス捕獲は1頭。わなへの警戒度が違うため、来年度捕獲はオトナメスを意識したものにしなければならない ・他市の事例からもオトナサルや箱罠での捕獲に難航していることから、銃器による捕獲を県へ要望する <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として生活被害や農作物被害が増加 ・行動域が南下傾向にあり、新たに比々多地区三ノ宮栗原方面での行動が頻繁になっている。(行動域の拡大) ・農地周囲の民家、施設等建物の屋根やベランダ納屋への侵入がある 	<p>《成果》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の農林地において整備が進むなど、啓発指導の効果が現れている <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分など取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し被害対策として緩衝帯の整備等を実施した <p>《問題点》 〔秦野市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総体的に荒廃農地の解消、林地の整備が進まず、サル集団の移動、隠れ易い環境にある。 ・放任果樹園の適正管理が進んでいない ・生息地となる山林の整備が進んでおらず追い上げに至っていない ・日向群がテリトリーに侵入を繰り返すため行動域が変化している。今後、どのように変化するのか注意が必要 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け ・農家の高齢化による収穫労力の限界
半原集団	1 ～ 2	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定方向に向けた通年の組織的追い払い ・追い払い員 2人 359日巡回 ・地区追い払い隊 25人 <p>花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員 3回出動 ・地域住民 11地区 ・電気柵の保守点検 L=7,338m(荻野地区) ・開口部対策 3カ所 L=25m <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備、サルが農地や人家周辺に出没した場合は追い払い実施 ・サル移動監視員 1人 122日巡回 ・職員 1回出動 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな加害集団の捕獲 許可頭数 20頭 捕獲頭数 0頭 <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 半原地区 捕獲頭数 0頭 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発。 <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域獣害防止電気柵周辺の除草等の実施 <p>《実施箇所》 半原地区 1,111m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の実施(半原地区、田代地区)

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による自主的な追い払い ・広域獣害防止電気柵の巡回、点検、補修及び柵周辺の除草等 ・防護柵設置に対する補助金の交付(半原地区) ・設置2箇所、ソーラー切り換え1箇所、補修1箇所 		
		<p>《成果》 〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル移動監視員を配備し、サルが農地や人家周辺に出没した際に追い払いを実施したため、被害を軽減することができた <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる。 ・出没地域が広域であるため、効果的な対応が難しい <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出没場所周辺は人家が少ないため、地域一体となった追い払いができない状況である ・被害報告がないことが多く被害実態の把握が困難 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川弟分裂群及び半原集団を対象とした捕獲を行ったが、行動域が広くわなの設置場所が課題である 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>〔愛川町〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地や人家周辺の果実、野菜が誘引要因になっている。 ・墓地の供え物なども誘引要因になっている。 ・荒廃した山林はサルの隠れ場所となるため森林整備が必要である ・耕作放棄地が山林化しサルの隠れ場所となっているため耕作放棄地対策も必要である
高森集団	未判定	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 花火、追い払い機器(エアガン等)による追い払いを実施 ・地域住民1地区 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払い隊員2人 週3日(火、水、木)7 ・8月は週4日(火、水・木・金) ・組織的追い払いの実施(大山地区大山・子易、高部屋地区日向・上粕屋) 大山地区:4回述べ100名 高部屋地区:3回述べ60名 ・個人的追い払い 〈大山地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) 〈高部屋地区〉出没時随時(追い払い隊員との連携により実施) ・猟友会による追い払い(4回出勤延べ40名:子易群・大山群・日向群の合計) ・追い払い研修会の実施 〈大山地区〉1回(1月実施) 〈比々多地区〉1回(8月実施) ・厚木市と連携した組織的追い払い実施 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した侵入防止柵の設置(大山地区子易:1km) ・希望者へメールにて群れの位置情報提供(午前、夕方1回ずつ) 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな加害集団の捕獲 許可頭数 5頭 捕獲頭数 0頭 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 第3次計画における新たな加害群及び加害集団として、「生息確認がなくなるまで」または「加害群もしくは加害集団でなくなるまで」捕獲を、厚木市と連携して実施。(捕獲実績0頭) 	<p>《主な実績》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去について農協機関紙等により啓発 <p>〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収穫農作物、放任果樹の除去等の徹底 ・野菜、果樹等残渣の埋設励行 ・ハイカーによる食べ残し放置及び餌付け等の禁止を周知徹底 ・大山地区(子易)で集落環境調査(診断)を行い対策に着手する。主に緩衝帯の整備を実施する。 ・近隣農家や関係機関、関係団体との連携により緩衝帯づくりや荒廃地の整備を進める
		<p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的追い払い研修会により追い払いに取り組む姿勢が変化し積極的に追い払い活動を実施するようになった ・追い払い隊員の設置により、群れの位置観測、農地出没時の随時追い払い、メールでの群れの位置情報提供が可能になった ・侵入防止柵を設置した農地は被害が減少した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追い払ってもすぐ戻ってくる ・住民からの通報による対応のため、迅速な追い払いが難しい ・飛びかかるような威嚇行動が見られる 	<p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 行動域を住宅地付近に拡大しており、人身被害が発生する恐れがある 	<p>《成果》 〔伊勢原市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹や野菜の未収穫農産物の早期処分などの取組意識が根付いてきた ・集落環境調査(診断)を実施し被害対策として緩衝帯の整備を実施した <p>《問題点》 〔厚木市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 林縁部の畑や家の庭の果実、野菜が誘引原因になっている <p>〔伊勢原市〕</p>

		<p>[伊勢原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット花火、バクチクによる追い払い効果の低減(追い払いの数日後には戻ってくる状況) ・火薬類使用による山火事発生の恐れ ・追い払い従事者(地元農家)の高齢化による人手不足 		<ul style="list-style-type: none"> ・生息域の拡大が心配 ・果樹、野菜等の適期収穫の調整(果実や野菜がサルへの誘引に繋がっている) ・林縁部の観光地における、ハイカーの食べ残しや餌付け心配 ・農家の高齢化による収穫労力の限界 		
南秋川地域個体群	K 1	3	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野(猟友会組織)に委託し監視、追払いを実施 委託日数 145日 委託期間 4月～3月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い委託の未実施日がある ・高齢化等による自衛組織の設置困難 	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 10頭 捕獲頭数 1頭 処分 1頭 放獣 0頭 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等) <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が広いため、捕獲期間が限定される 	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い実施により当地区以外での滞在期間が長くなり、被害が軽減 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少 	
		K 2	3	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール(シルバー人材センター)に業務委託し監視、必要の都度追払いを実施 委託日数 230日 委託期間 6月～翌年3月 ・地元組織による追払い ・職員による追払いの実施 ・防護柵等の補助金交付 ・猟友会による追払い <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度は山中の餌が多く、例年の時期より遅く里に出没した。里には豊富な食べ物が多く、里に定着が目立つ、パトロール隊と自衛組織との連携が一層深まった <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭数の増加による分派行動 ・行動域の拡大 ・出没ルートが変わっている箇所がある 	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 20頭 捕獲頭数 7頭 処分 7頭 放獣 0頭 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整による捕獲・処分の実施 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動域が広い(東京都へも行動域がある)ため効率的な捕獲ができなかった 	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去及び早期収穫の啓発。山際の草刈等実施 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵による被害軽減 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分
		K 3	3	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣パトロール藤野(猟友会組織)に委託し監視、追払いを実施 委託日数 145日 委託期間 4月～3月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追払い委託の未実施日がある ・高齢化等による自衛組織の設置困難 	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 20頭 獲頭数 8頭 処分 8頭 放獣 0頭 <p>《成果》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等) <p>《問題点》 [相模原市]</p>	<p>《主な実績》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発 <p>《問題点》 [相模原市]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少

			・箱罾による捕獲の限界	
K 4	2 ～ 3	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・有害鳥獣パトロール藤野に業務委託し監視、状況に応じて追払いを実施 委託日数 145 日 委託期間 4 月～3 月 ・猟友会員による追払い ・防護柵等の補助金交付</p> <p>《成果》 〔相模原市〕 ・追払いによる被害の減少 ・防護柵の設置による被害軽減</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・追払い委託の未実施日がある ・高齢化等による自衛組織の設置困難</p>	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・個体数調整(分裂防止)を実施 目標頭数 10 頭 捕獲頭数 0 頭 処分 0 頭 放獣 0 頭</p> <p>《成果》 〔相模原市〕 ・山梨県上野原市との連携による情報の共有化(捕獲状況等)</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・箱罾による捕獲の限界</p>	<p>《主な実績》 〔相模原市〕 ・被害現場において、放棄、取残し農作物等誘引物の除去の啓発</p> <p>《問題点》 〔相模原市〕 ・放棄、取残し農作物等誘引物の除去が不十分 ・住民の諦めによる被害報告の減少</p>

(2) 市町村別追い払い実施結果

(単位：日回)

地域 個体 群名	市町村 名	群・集団 名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
西湘	南足柄市	S	0	20	0	0	0	0	5
	小田原市 ※2	S、H	365 (2149.5h)	365 (2133.5h)	365 (2826h)	365 (2685h)	365 (2363h)	365 (2121h)	365 (1537h)
	箱根町	S	100	47	561	510	923	767	189
	真鶴町	T1、H	88	119	88	114	29	84	70
	湯河原町	T1、P1	79	193	216	366	263	275	222
	計			632 (2149.5h)	744 (2133.5h)	1,230 (2826h)	1,355 (2685h)	1,631 (2363h)	1,491 (2121h)
丹沢	相模原市	ダムサイト、 ダムサイト 分裂	198	309	413	674	591	660	391
	厚木市	鳶尾、 経ヶ岳、 煤ヶ谷、 日向、 高森集団	305	311	964	1,605	918	608	1,632
	愛川町	ダムサイト、 川弟、 川弟分裂、 鳶尾	157	210	282	247	189	323	249
	清川村	経ヶ岳、 煤ヶ谷、 片原	63	54	91	89	73	51	118
	松田町		-	-	-	-	-	-	-
	山北町	丹沢湖	-	-	-	-	-	-	-
	秦野市	大山、子易	40	134	160	154	350	464	468
	伊勢原市	大山、日向	204	210	210	348	199	184	419
	計			1,009	1,228	2,120	3,117	2,149	2,290
南秋 川	旧相模湖 町	K1、 K2、	144	187	362	300	465	1,116	504
	旧藤野町	K3、 K4	180	237	283	326	523		
	計			282	424	645	626	988	1,116
合 計			1,923 (2149.5h)	2,820 (2133.5h)	3,995 (2826h)	5,098 (2685h)	4,768 (2685h)	4,897 (2121h)	4,632 (1537h)

※ 1 表中の数値は追い払い委託による巡視日数及び通報等による追い払い実施の出動回数の合計。

※ 2 小田原市は小田原市鳥獣被害防止対策協議会（旧野猿対策協議会）による追い払い出動時間を括弧内に外数で記載。

(3) 年度別捕獲数

目的	地域 個体 群名	群れ名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
加害 個体 捕獲	西湘	S	(1)	(1)	—	0	0(2)	—	1(3)
		H	—	3	0(3)	—	1	—	—
		P 1	2(1)	1	0(1)	0	0	0	—
		T 1	—	—	2(3)	0	0	0	—
		ハナレザル	4	1	1(1)	—	—	1(2)	—
	丹沢	ダムサイト	—	—	5(3)	—	—	—	—
		川弟	—	—	—	1	—	—	—
		片原群	—	—	—	—	—	2(1)	—
		子易群	—	—	3(3)	—	—	—	—
		高森集団	—	—	1(4)	2(1)	3	—	—
		ハナレザル	—	1	0	—	—	1	—
	南秋 川	K 2	—	—	0(4)	—	—	—	—
		K 3	—	—	0	1(1)	2(3)	—	—
		K 4	—	—	0	1	1	—	—
		不明	—	1	2	—	—	—	—
計		6(2)	7(1)	14(22)	5(2)	7(2)	4(3)	1(3)	
個体 数調 整	西湘	H	—	—	—	—	—	—	0/19
		P 1	—	—	—	0/4	0/4	0/7	—
		T 1	—	—	—	0/4	0/8	2(2) /14	0(2) /15
	丹沢	ダムサイト	—	—	—	6(1) /10	—	—	—
		ダムサイト 分裂	—	—	—	—	0/7	3(1) /35	3/25
		川弟分裂	—	—	—	—	—	2(6) /51	0/59
		経ヶ岳	3(1) /10	8(4) /10	10(1) /10	9(2) /15	10/20	25(2) /25	10(47) /17
		鳶尾	12(2) /30	40(9) /40	30(11) /30	24(4) /40	26(12)	50(21) /50	21(20) /49
		煤ヶ谷	—	—	—	5(2) /10	9(4) /10	10(5) /10	9(7) /22
		子易	—	—	—	—	—	4/20	10/23
		片原	—	—	—	—	—	—	4/25
		半原集団	—	—	—	—	—	—	0/20
		高森集団	—	—	—	—	—	0/3	0/5
	南秋 川	K 1	—	4(2) /20	0(2) /20	5/30	0/20	10/25	1/30
		K 2	—	—	—	3(2) /10	1/20	3(1) /10	7/20
		K 3	—	—	—	—	—	6(1) /10	8/20
		K 4	—	—	—	—	—	3(5) /10	0/10
	計		15(3) /40	52(15) /70	40(14) /60	52(11) /123	49(19) /129	133(44) /255	73(76) /359

※個体数調整：捕獲数/計画数。

※カッコ内は放獣数を外数で表す。

※不明：H20 南足柄市オトナメス 1 頭。

H21 南足柄市コドモオス 1 頭、旧相模原市城山町コドモオス 1 頭。

(4) 個体数調整による捕獲個体等の内訳

【経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群】

経ヶ岳群、鳶尾群、煤ヶ谷群の実施に当たっては、継続した個体数調整による性年齢構成のバランスの変化に配慮するため、対象となる性年齢を特定して捕獲する。

個体数調整対象個体の性年齢区分

- ・各群れの性年齢区分における捕獲数については、個体数調整実施後の群れの性年齢構成のバランスに配慮するため、上限数を示している。
- ・オトナメスは 10 歳以下で、発信器（現在稼働していない発信器を除く）を装着していない個体とし、アカンボウが同時に捕獲された場合も処分対象とする。
- ・コドモメス及びコドモオスについては、原則として昨年度生まれの個体とする。

(単位：頭)

性年齢区分	経ヶ岳群		鳶尾群		煤ヶ谷群	
	計画数	捕獲数	計画数	捕獲数	計画数	捕獲数
アカンボウメス	5	0(6)	15	2	6	0
アカンボウオス		5(3)		4		2
コドモメス	2	2(11)	8	5(5)	5	3(6)
コドモオス	2	2(12)	8	8(5)	5	3
ワカモノメス	0	0(2)	1	1(1)	1	1
ワカモノオス	4	1(3)	1	1(4)	0	0
オトナメス	4	0(8)	15	(4)	5	0(1)
オトナオス	0	0(2)	1	(1)	0	0
合計	17	10(47)	49	21(20)	22	9(7)

※ 計画数は、平成 25 年度中の追加後のもの。

※ 捕獲数は、カッコ内に放獣数を外数で表す。

【個体数調整対象群】

(単位：頭)

T1 群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			(1)		(1)
メス			(1)		(1)
計			(2)		(2)
ダムサイト分裂群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			1		1
メス	1		1		2
計	1		2		3
片原群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			2		2
メス	1		1		2
計	1		3		4
子易群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス		1	6		7
メス		1	2		3
計		2	8		10
K1群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			1		1
メス					
計			1		1
K2 群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス		1	5		6
メス		0	1		1
計		1	6		7
K3 群	オトナ	ワカモノ	コドモ	アカンボウ	合計
オス			2	1	3
メス			4	1	5
計			6	2	8

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

※この他に山梨県上野原市でK 1 群 10 頭、K 3 群 3 頭が捕獲されている。

【加害個体捕獲】

(単位：頭)

対象群	年齢	性別	捕獲数	市町村	方法
S	コドモ	オス	1	小田原市	はこわな
S	コドモ	オス	(1)	小田原市	はこわな
S	コドモ	オス	(1)	小田原市	はこわな
S	コドモ	オス	(1)	小田原市	はこわな

※カッコ内は、放獣数を外数で表す。

2 平成 25 年度 被害状況

(1) 農作物被害の市町村別内訳

[上段：被害面積(ha) 下段：被害額(千円)]

地域個体群名		H25 年度	主な被害	H24 年度	増減
	市町村名				H25-H24
西湘地域個体群		0.3		0.8	▲ 0.5
		773		2,100	▲ 1,326
小田原市		0.3	果樹 0,28ha 757 千円	0.5	▲ 0.2
		773		1,810	▲ 1,037
箱根町		0.0		0.0	0.0
		0		0	0
真鶴町		0.0		0.0	0.0
		0		0	0
湯河原町		0.0		0.1	▲ 0.1
		0		56	▲ 56
南足柄市		0.0		0.3	▲ 0.3
		0		233	▲ 233
丹沢地域個体群		16.2		23.1	▲ 6.9
		13,554		26,413	▲ 12,860
秦野市		2.7	野菜 0.81ha 1,239 千円	6.3	▲ 3.6
		2,391		5,383	▲ 2,992
厚木市		6.3	野菜 1.28ha 2,641 千円	7.8	▲ 1.6
		4,831		9,201	▲ 4,369
伊勢原市		7.2	野菜 3.82ha 3,510 千円	8.5	▲ 1.4
		6,278		10,778	▲ 4,501
山北町		0.0	果樹 0.001ha 5 千円	0.0	0.00
		5		0	5
愛川町		0.0	野菜 0.01ha 28 千円	0.0	▲ 0.01
		28		13	16
清川村		0.0	野菜 0.02ha 20 千円	0.4	▲ 0.39
		20		1,039	▲ 1,018
南秋川地域個体群		0.0		0.0	0.00
		0		0	0
相模原市緑区		0.0		0.0	0.00
		0		0	0
合 計		16.5		24.0	▲ 7.5
		14,327		28,513	▲ 14,186

※ ハナレザル、オスグループによる被害を含む。

※ 四捨五入により地域個体群と全体の合計が突合しない場合がある。

(2) 自家用農地の被害面積

(単位：ha)

地域 個体群	市町村名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
丹沢	旧相模原市津久井町	0.30	—	1.82	—	—	—	—
	厚木市	4.21	6.90	15.54	5.95	4.36	5.51	2.87
	愛川町	0.31	0.8	—	0.02	0.3	0.12	0.01
	清川村	0.22	0.28	1.10	0.38	0.02	0.55	—
	秦野市	0.10	—	0.20	1.43	—	—	—
	伊勢原市	0.36	—	0.50	0.2	0.13	0.56	0.62
計		5.88	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49
南秋川	旧相模原市相模湖町	3.30	—	0.84	—	—	—	—
	旧相模原市藤野町	0.20	—	1.04	—	1.46	5.52	0.52
計		3.13	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52
合 計		9.01	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02

※ 自家用農地の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

※ 旧相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む。

※ 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が突合しない場合がある。

(3) 生活・人身被害の市町村別内訳

(単位：件)

地域個体群名	生活被害				生活上の 脅威	人身被害		計	
	市町村名	騒音	屋外物品 等損傷	人家 侵入		屋内の物 品の略奪	飛びかかる 等の威嚇		傷 害
西湘地域個体群		5	52	25	19	327	8	1	437
南足柄市									-
小田原市			38	23	13	225	7	1	307
箱根町		3	4	1	6	13	1		28
真鶴町						10			10
湯河原町		2	10	1		79			92
丹沢地域個体群		5	70	4	1	62	5		147
厚木市			33		1	62	4		100
愛川町			1						1
清川村			25						25
秦野市			1						1
伊勢原市		5	10	4			1		20
南秋川地域個体群			3			66	1		70
相模原市			3			66	1		70
合 計		10	125	30	20	454	14	1	654

※ ハナレサル、オスグループによる被害を含む。

※ 相模原市には丹沢地域個体群のダムサイト群によるものも含む

3 個体数調整について

(1) 対象個体の取り扱い一覧

性年齢	個体数調整			加害個体
	分裂による被害拡大防止	生活被害・人身被害軽減	新たな加害群及び加害集団	
アカンボウ	オトナメスと同時の場合は放獣	原則、放獣	捕獲可能	加害個体を識別して捕獲
コドモ	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲当初は、分裂回避のため放獣	
ワカモノメス				
ワカモノオス				
オトナメス	原則、放獣		捕獲当初は、分裂回避のため放獣	
オトナオス	捕獲可能	被害を発生させている主な個体を捕獲	捕獲可能	

(2) 経ヶ岳群・鳶尾群・煤ヶ谷群における個体数調整対象個体

・各群れの性年齢区分における捕獲数については、個体数調整実施後の群れの性年齢構成のバランスに配慮するため、上限数を示している。(単位：頭)

性年齢区分	経ヶ岳群		鳶尾群		煤ヶ谷群	
	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数	個体数	捕獲数
アカンボウ	8	3	21	20	8	3
コドモメス	5	2	7	8	7	2
コドモオス	4	2	4	8	5	2
ワカモノメス	2	0	1	1	2	0
ワカモノオス	2	1	2	2	0	1
オトナメス	18	1	46	20	20	1
オトナオス	3	1	3	1	3	1
合計	41	10	84	60	45	10